

岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会の概要

平成21年度第2回岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会（以下「審査委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成21年7月6日（月）午後2時から

2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

3 出席委員（敬称略 五十音順）

泉 照子，井上 信二，内田 通子，菊池 捷男，妹尾 直人

4 事務局

（1）岡山市

岸財政局統括審議監，松井財政局次長，大杉契約課長，野崎契約課課長代理，井上契約課課長代理，村瀬契約課課長補佐，宮安契約課工事契約係長，森安監理課長，難波監理課課長補佐，矢部監理課主任

（2）水道局

中山管財課長，近藤管財課課長代理，國富管財課課長補佐，御幡管財課契約係長，桜井管財課主任，林管財課主任

5 会議次第

（1）開会

（2）議題

1 岡山市抽出案件について審議

（1）工事

撫川地内污水管埋設工事（その6）

撫川地内污水管埋設工事（その3）

南区役所管内舗装維持修繕工事（単価契約）

（2）灯油（7月分，物品）

2 岡山市水道局抽出条件について審議

（1）天日乾燥ケーキセメント資源化処理業務

（2）矢原浄水場外テレメータ設備取替工事

3 4月以降の状況について

6 会議概要

（1）撫川地内污水管埋設工事（その6）ほかについて

Q．これは、何が問題になるのですか。

A．問題点としては、すべて逆算して計算が可能になっていることです。市が示した許容価格から逆算して入札するということは、きちんと積み上げて積算をしたうえで入札価格を決定していないということです。出来るか出来ないかは二の次で入札する業者がいるということが問題と考えると、今回抽出事案に取り上げています。

Q．許容価格を知られてはいけないという意識を持っているのか。

A．許容価格を事後公表にすれば、積算しない業者を排除することができると思います。しかし、業者が許容価格を探る行為が考えられます。

Q．裁判所が、あらかじめ最低売却価格を示しているが、だからといって不公正な取引が行われているとは言えない。やりたい業者が多ければ、低い価格に重なってくるだろうが、市として問題意識を持っているとのことなので、意見・質問があればどうぞ。

Q．談合は、ありえるのか。

A．それはないと思われます。裁判所の競売については、最高値のところへ売却します。いくら高くても構いません。本市の入札は、最安値のところは落札します。最低制限価格未满是失格となるので、その付近へ多くの業者が固まるということになっています。もし、最低制限価格がなければどんどん低い金額になってくるということになります。その点に疑問を感じているところです。

Q．競争促進のためには、最低制限価格を引き下げられないのか？

A．現在の経済及び雇用情勢があります。この状況下で最低制限価格を引き下げると、ダンピングのおそれがあります。そうすると、材料費だけでいっぱいになって、人件費が賄えない価格になるおそれがあります。というわけで、あまり低く出来ないわけです。

Q．そうすると、現在のように最低制限価格付近に多くの入札価格が固まって、最終的にくじで決めるしか方法がないということになる。

Q．一義的に逆算は可能なのか。

A．それだけでは不可能と思われます。それにプラスして、過去の類似工事の案件を重ねて確認していけば、ある程度の範囲で可能と思われます。例えば、下水道工事は距離が変わるが、工事内容そのものは変わらないため、高い精度で可能と思われます。最低制限価格の計算式にはただし書がありまして、計算の結果100分の75未満は100分の75とし、100分の85以上は100分の85としています。建築工事は、諸経費が少なく85%以上になる場合が非常に多く、超えないことのほうが少ないです。よって、85%固定になるのが実態です。

岡山県は許容価格を事後公表としています。最低制限価格の計算式は非公表です。岡山県と同じようにすれば、きちんと積算できる業者が参加するようになるという意見もあります。これにより、くじによる決定も大きく減少すると思われます。

Q．岡山市がどうするべきか、こちらで提言をするべきかどうか。岡山市は許容価格を出す方向を守ってきたのですか。

A．そのあたりの経緯をご説明いたします。岡山市は平成11年から許容価格事前公表を行っています。当初、最低制限価格は抽選で決めていました。出来るにもかかわらず、抽選の結果失格になるという問題がありました。岡山県も事前公表していたのですが、平成20年から事後公表に切り替えました。その理由ですが、国の動きがあります。先ほど申し上げたとおり、事前公表すると積算することなく無責任に入札する人が多いので、それを排除しなければならぬとなりました。これは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律で国から通知されています。その中にできる限り事後公表に、出来ない場合はその理由をきち

んと述べなさいと国から指導を受けています。岡山市では、平成11年から現在に至るまで事前公表としています。許容価格を探るといふ不正な行為の動き、又はそれに疑われる行為がありましたので、そのようになっています。事前公表としている他都市についても、理由は同様です。

Q. にもかかわらず、国の方針は事後公表なのですか。

A. 国は、会計法に定められているので、事後公表です。そちらに合わせるようにというのが、国の指導になっています。

Q. 岡山県は違うのですか。

A. 岡山県は、国に合わせて事後公表となりました。政令市で見ますと、岡山市のように大きな工事は事後公表というふうに併用しているか、すべて事前公表としているかのいずれかです。政令市で事後公表のみとしているところはありません。都道府県では、事後公表にしているところもあります。市町村では、数は確認できていませんが、どちらもあります。どちらかに大きく偏っている状況ではありません。

Q. どちらが良いかということですが、我々では判断材料がないですね。

A. こういう問題があって、今後も検討を重ねていきますが、ひょっとすると制度改正も有り得るということです。

Q. この制度は、我々が意見を出せば変わる類のものなのではないでしょうか。

A. 最終的には、これは契約制度ですので、市長をはじめとする市で決定するものです。そこで皆様のご意見をいただいて考えさせていただくということになります。

Q. 今回抽出事案で出されたということは、市としても問題意識を持たれていると思うのですが、くじで決定されるのもいいが、それだけでは無責任になるおそれがある。変更も考えて、慎重に討議していきたいと考えます。

A. 今回はそういった問題もありますし、いろいろ検討しているところなのですが、皆様のご意見をいただいて、参考にさせていただきたいということです。

Q. すべての事案について、多数決をとってこういう案として出すというわけではなくて、話し合いの土壌とするということでも良いわけですね。その中でこういう意見もありました、保留の意見もありました、でもいいのではないのでしょうか。そういう議事録の中で、皆さんがお話いただくということも大事なことでないでしょうか。議事録には、私は前向きな意見を持っているということを残しておいていただければと思っています。

A. 以前、不服審査委員会で設計金額が漏れているのではないかとこの事案がありました。そのときに、そういうことがないような制度をとるご指摘も受けています。我々としても、秘密は漏洩する危険があるので、そういうことがないようということ、気をつけていきたいと思っています。このところが制度を作っていくうえで、前のこともありましたので、今回はどうするのか考えていかなければならないところです。

Q. 平成11年以前はどうだったのか。

A. 調べ切れていないのですが、許容価格非公表でした。公表ということも考えられていなかったようです。

Q. 公表のきっかけは何か。

A. 許容価格が漏れているとの疑惑があったからです。それから当時は許容価格の設定についてもあったようです。分かりやすい金額設定にしていたために、くじになるということがあったようです。問題になったのはむしろ、全国的な流れもあったようです。当時、許容価格が漏れる、許容価格を探るなどの入札妨害行為がありましたので、改正したようです。

Q. そういう弊害をなくすために、事前公表にした。事前公表にすると、一番安いところへ足

並みをそろえてきて、機能しなくなった、そういうことですか。

A . そのとおりです。

Q . 情報を先取りした人が得をするということですね。

A . 情報の漏洩といった問題については、事前公表で消えました。しかし一方で、最低制限価格計算式を示している、システムで計算できてしまっている。どうやら、そういうシステムを開発している人もいるらしいのです。そうすると、かなりの精度で最低制限価格が計算できてしまっているようです。受注したい業者は、そこへ集中してきます。それは、果たして入札なのか？という指摘があります。公共工事は職員の最低賃金といった勤務労働条件を確保する点からも、安ければそれで良いとは一概に言えない。ダンピング防止も必要なのです。そこで我々としては、どうすれば最低制限価格が分からないように出来るかなのです。

許容価格を事後公表にすれば、分からないようになるのですが、平成11年以前と同じ悩みに当たるというジレンマを抱えるのです。契約サイドだけではなく、当然秘密事項の漏洩は公務員の違反ですから、そこを強化していかなければなりません。それから、言葉は悪いですが、議員からの口利きについては公表するという制度は持っています。議員の口利きがあったら、報告書を書いて、公表しなさいということになっています。そこを徹底させることで、防いでいかないと、今のままでは計算式だけで最低価格に張り付けようとするれば、多少のずれはあるようですが、出来てしまう状況になっています。大変悩ましい問題です。議会の総務委員会からも、変えてやっていけるのかと疑問をいただいているところであります。

Q . 平成11年以前へ戻すという手もあるのですよね。10年前から時代は変わっているうえ、事情も変わっている。時代に合った制度にすることが大切であり、戻すイコール逆行にならない。もしそれが有効ならば、やってみる価値はあると思う。前向きに考えればよいと思います。

Q . 前提として、最低制限価格が引き上げられているからということはないのでしょうか。最低制限価格を下げて、多くの業者が張り付かないようにして、差をつけることはできないのでしょうか。市の考えを聞くと、いくら下げても何も考えずにそこに入札価格が固まるから意味がないということですが、本当にそうなのかというのもありますし、きちんとやってもらうように努力していかなければならないのではないのでしょうか。県や国は非公表とのことですが、大体何%ぐらいですか。

A . 国の低入札価格調査基準価格は市と同じです。他都市と比べても、大きな違いはありません。業種によって違いますが、概ね80%から85%程度です。岡山県もそのくらいと聞いています。「最低制限価格付近に入札価格が張り付いている」イコール「最低制限価格が高すぎる」との意見があるのも確かです。

Q . もしそうなら、本末転倒になる。

A . こういった時代で、厳しい雇用情勢なので、ダンピングのおそれがあります。施工については、きちんとチェックできるのですが、下請業者にきちんと払っているのかについては逐一チェックできないので、そこをおそれている。公共工事について、下請者にきちんとはらっていないというのは大変問題であると考えています。その兼ね合いを考えなければなりません。

きちんと施工してくれれば、予算を預かる立場からすれば良いことである。しかし、下請業者や労働者にきちんと支払っていることも大事なことである。適正な利潤も出されるべきであることは、公共工事の宿命であります。その適正値が難しいのですが。

Q . 最低制限価格の基準を引き下げられないのであれば、安くても取りたい人が多い以上、難しい。下請に対する対応まで含めたものを評価できる制度があればよいのだが、価格競争に

なっている以上、仕方がない面なのだろうか。

Q. これは結論まで出さなければなりませんか。

A. 皆様のご意見をいただければ結構です。

Q. 不服審査委員会の場合は、結論を出さなければなりません、今日は議論して、それを基に制度改正の検討材料にして欲しい。

(2) 灯油(7月分, 物品) WTOに初めて該当する案件

Q. 入札価格がかなりばらついているが、何故ですか。

A. ちょっと分かりません。

Q. 燃料はここ1, 2年で大きく変動していますが、いつを基準としているのですか。価格変動に伴う影響というのは、ありましたか。

A. 年間又は半年といった長期間で単価契約できれば良いのですが、先ほどおっしゃられたとおり、価格変動が大きいので、それは困難です。そのため、毎月許容価格を設定して、毎月調達しています。価格の変動が激しいため、何ヶ月も先の入札について業者は入れられないので、毎月としています。毎月の金額ではなく、すべての合計金額でWTOに当たるかどうか判断しています。

Q. 業者によって、調達ルートが異なるのか。

A. いろいろ要因はあるでしょうが、おそらく、在庫の違いと思われる。

Q. いつも同じ業者が落札しているのか。

A. 毎月同じ場合もあるし、変わることもあります。

Q. それでもこれだけばらつくのは不思議ですね。市として問題意識はどこに持っていますか。

A. 今回抽出事案に取り上げたのは、問題意識を持ってではなく、WTO初の案件の報告という意味です。

Q. 問題ということではなく、事例報告ということですね。工事のようなダンピングの心配はあるのか。

A. 物品購入なので、特に考えていません。WTOなので、海外から応札が来るかもしれないと思っていました。そのため、公告文の最後に、英文で表記しています。決められた場所に定期的にタンクローリーで納入しなければならないので、なかなか難しかったようです。そういう人が応札してくる可能性がある案件ということです。

(3) 天日乾燥ケーキセメント資源化処理業務

Q. 確認ですが、天日乾燥ケーキは売ってお金をもらっているのですか。

A. お金を払って、引き取ってもらっています。

Q. 先ほど、売っているというニュアンスの部分がありましたが。

A. 売却しているものもあります。

Q. それは商品価値がある部分とそうでない部分があるということか。ちなみに、販売用の用途は何ですか。

A. 園芸用の発生土として使うものです。三野浄水場の発生汚泥を平成20年6月から販売しています。平成20年度は230t販売しました。1t当たり100円です。水道局のホームページ等にも掲載されています。しっかり脱水しないと売り物にならないので、三野浄水場のみ販売しています。

Q. 今回の分は販売用に向かないということか。

A. 大内浄水場のケーキは、マンガンの含有率が高いため、園芸用には向かないとのこと。

Q．問題意識はどのように持っているのか。

A．工事は、市と同様、すべて一般競争入札に移行していますが、指名競争入札にせざるを得ない案件を抽出しています。委託は、特殊業務のため履行可能業者が2社しかないという点です。

Q．お金を払って、業者に再利用してもらっているということか。

A．そのとおりです。

(4) 矢原浄水場外テレメータ設備取替工事

Q．建設工事の指名競争入札ですが、許容価格は事前公表か。

A．市と同様に事前公表です。

Q．失格になった業者が1社あるか。

A．業者が積算した結果と思われます。最低制限価格の見込みが違ったということでしょう。

Q．先ほどの市の説明を聞くと、外の工事入札価格が85%の辺りに固まっているのか。

A．そうではありません。

Q．水道局は特殊の内容の工事が多いからだろうか。

A．汚泥処理は下水道局が先行しています。

Q．無効が1社あるが、よくあるのですか。

A．不慣れゆえと思われます。

Q．苦情はあったのですか。

A．問い合わせに來られました。現物を見ていただいて説明したところ、納得してもらえました。

(5) 4月以降の状況について

Q．4月からの制度改正について全体的な状況をお話してください。

A．今のところは、まだ前年度並の発注状況です。それについては、至急検討しなければならないと考えています。公共工事については、早めに発注して、補正予算もつけて動いているところです。岡山市としても頑張っているところなのですが、区役所設置でなかなか進んでいないようです。

政令市移行に伴い、契約関係についても国から「総合評価方式の拡充について」の指導が直接来るようになって來ました。今までは、県を通してきていたのですが、直接来るようになって來まして、電子メールで毎週のように調査、指導が來ています。会議も月に1度程度は行われています。総合評価は国・県が先行しているので、指導が行き届いてきて、新たに取り組む場合についても、こうした方がいい、こうすると問題だといった感じで、細かく指導いただいています。現行制度では、年に10件程度ですが、もう少し増える形にしたいと考えています。しかし、総合評価方式を採用すると、契約締結まで時間がかかるので、スピードアップしなければならない部分と矛盾してくるので、悩ましいところです。工事担当課は、技術力のある業者と契約したいので、今後進めていきたいと思いますが、スピード感、入札の手間など、まだまだ工夫の余地があると考えています。

Q．総合評価を拡大することで、先ほどの問題が解消されるかもしれない。

A．評価が多面的に行えるメリットはあります。ただ、評価項目によっては大企業有利の制度との批判もあります。いろいろ検討しながら進めていかなければなりません。制度面については、こういった点が今後の課題であります。政令市になりますと、そういったことについても積極的に進めることが役割と考えています。

Q．総合評価を行ううえで、評価項目はいくつあるのか。

A．大きな項目は3つです。内容は、会社の実績・技術者の実績・地域性です。地域性とは、地域での活動、例えば建設業労働災害防止協会に加入しているとか、岡山市と災害時における防災協力に関する協定を結んでいることなどを評価の対象としています。それから、工事成績が優秀であるところは、優遇措置を行っています。許容価格5億円以上の簡易型の場合、施工計画、工期の設定の適切性、施行上の課題への対応の適切性、品質管理方法の適切性などが評価項目に増えます。

Q．評価する人によって、変わったらダメですよ。客観的な指標、検証可能な基準というものは作れませんか。

A．国などに聞きながら、施行計画に関しても具体性のあるものを考えて設定していこうと思っています。どうしても評価ですから、一人で行うとどうしても恣意が入ってしまいがちになりますので、これも内部で検討組織、検討委員会を作って、恣意が入らないように行います。評価項目についても、客観性をもって、内部での評価についても組織で行うことで客観性をもっていこうようにしたいと考えています。

Q．恣意が入ることのないように注意して、客観性をもっていきましょう。

A．電子入札についてですが、平成21年4月から導入されました。岡山市が導入したシステムは、国土交通省が推奨して、政令市が採用する、JACICが行っている方式のシステムではありません。理由は、岡山県が平成14年から電子入札を全国に先駆けて導入しています。この方式が既に6年程度経過していることもあり、順調であることもあり、岡山県と同じシステムを採用しました。岡山県内の市町村が電子入札の共同利用を行う協議会を作りまして、今年度はまず10市程度加入して実施しています。県のシステムから、少しカスタマイズした形で導入しています。7月3日現在、工事76件、コンサル115件、物品4件行いました。全体で200件弱になっています。物品は1,000万円超が対象のため、少なくなっています。

電子入札のメリットは時間短縮が挙げられます。郵便入札は1件15分程度かかっていましたが、5分程度になりました。開封して、順番に並び替えて、読み上げるという部分が短縮なったためです。これにより、1日で多くの入札件数をこなすことが出来るようになりました。その分、効率的になったと思います。入札時の精神的なプレッシャーも緩和されました。パソコンに瞬時に出来ますし、くじも瞬時に出来ますので、その点ではスムーズに行われています。業者とのトラブルに対しても心配していましたが、対応できるように体制を整えていました。特に大きなトラブルは今のところありません。パソコンが壊れたとか、どうやって行うのだとか問い合わせがあっても、契約課へ2台電子入札用のパソコンを設置しているのですが、何社か来られているようです。それについても、今のところ混乱はありません。

Q．不慣れな人もいるでしょうね。

A．県と同じシステムを採用しているので、県の入札に参加している業者はスムーズに出来ているようです。

Q．なるほど。入札だけでなく、これからはこうなっていくのでしょうか。

A．電子入札は、システムとしてきちんと作りこんでおくことが前提ですが、便利なうえ、正確です。これにより、ミスを減らすことが出来ればと思っています。今後は、来年度を目標に物品のオープンカウンター方式及び随意契約についても拡大する予定です。これらは、年間2,000件程度ありますので、拡大できれば件数も増えます。業者側から見ても、契約課まで行かずに応札できるようになります。

水道局は、平成21年7月から開始予定です。模擬入札を行いました。トラブル等はありませんでした。